

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨・背景

我が国では、平成18年に国際連合が採択した『障害者の権利に関する条約』（以下『障害者権利条約』）の批准に向けた国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には『障害者基本法』の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる『障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）』の制定を行いました。

また、障がい者の人権に関しては、平成23年の『障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）』に続き、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした『障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）』（平成28年施行）が制定されました。

こうした国内法の整備を経て、平成26年1月に国際連合の『障害者権利条約』が正式に国内で批准されました。

その後も障がい者に係る法律・制度の改正が進められていく中で、平成30年に『第4次障害者基本計画』が策定され、ノーマライゼーションの理念の下で、障がい者の社会への参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るための施策が展開されています。

また、『第4次障害者基本計画』では、平成30年に一部改正された『社会福祉法』における「地域共生社会」という考え方の下で、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくことが方針として掲げられています。

さて、本市では平成29年に『美濃加茂市障がい者計画』、平成30年に『美濃加茂市第5期障がい福祉計画・第1期障害児福祉計画』を策定し、『美濃加茂市第6次総合計画』における基本構想である「Walkable City Minokamo ～すべての健康のために、歩き続けるまち～」や、『美濃加茂市地域福祉計画』の基本目標である「共生のまち」「安心・安全なまち」「生きがいのあるまち」に基づき、すべての障がいのある人の地域での自立と社会参加の実現をめざして、障がいのある人への総合的かつ計画的な施策を進めてまいりました。

令和2年をもって『美濃加茂市障がい者計画』、『美濃加茂市第5期障がい福祉計画』の計画期間が満了します。次期『美濃加茂市障がい者計画』、そして『美濃加茂市第6期障がい福祉計画・第2期障害児福祉計画』を策定するに当たって、それまで個別に策定してきた両計画を一体のものとし、目まぐるしく変化している障がい者を取り巻く福祉施策環境や福祉ニーズに適宜対応しながら、多様な分野にわたる障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するために、新たに『美濃加茂市障がい者プラン』を策定します。

## 2. 関連法等にかかる年表

【図表1-1 障がい福祉関連法等にかかる年表】

年	内容
昭和45年	心身障害者対策基本法 公布
平成5年	心身障害者対策基本法を改正し、障害者基本法に改題
平成16年	障害者基本法 改正
平成18年	障害者自立支援法 施行
平成19年	重点施策実施5か年計画（後期分） 策定
平成20年	障害者雇用促進法 公布
平成23年	障害者基本法 改正
平成24年	障害者優先調達推進法 成立
	障害者虐待防止法 施行
平成25年	障害者差別解消法 成立
	障害者総合支援法 施行（一部、平成26年に施行）
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律 制定、施行
	障害者雇用促進法 一部改正
平成26年	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 批准
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行（一部、平成28年に施行）
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成28年	障害者差別解消法 施行
	障害者総合支援法 一部改正
	児童福祉法 一部改正
平成30年	第4次障害者基本計画 策定
	障害者総合支援法 改正
	児童福祉法 改正
	社会福祉法 一部改正
令和元年	社会福祉法 一部改正
令和2年	社会福祉法 一部改正

### 3. 計画の位置づけ

#### (1) 計画の性格

「障害者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい児者福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和5年度の障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。

#### (2) 根拠法令

「美濃加茂市障がい者プラン」(以下、「本プラン」)は、法定計画である障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」の3計画を一体の計画として策定します。

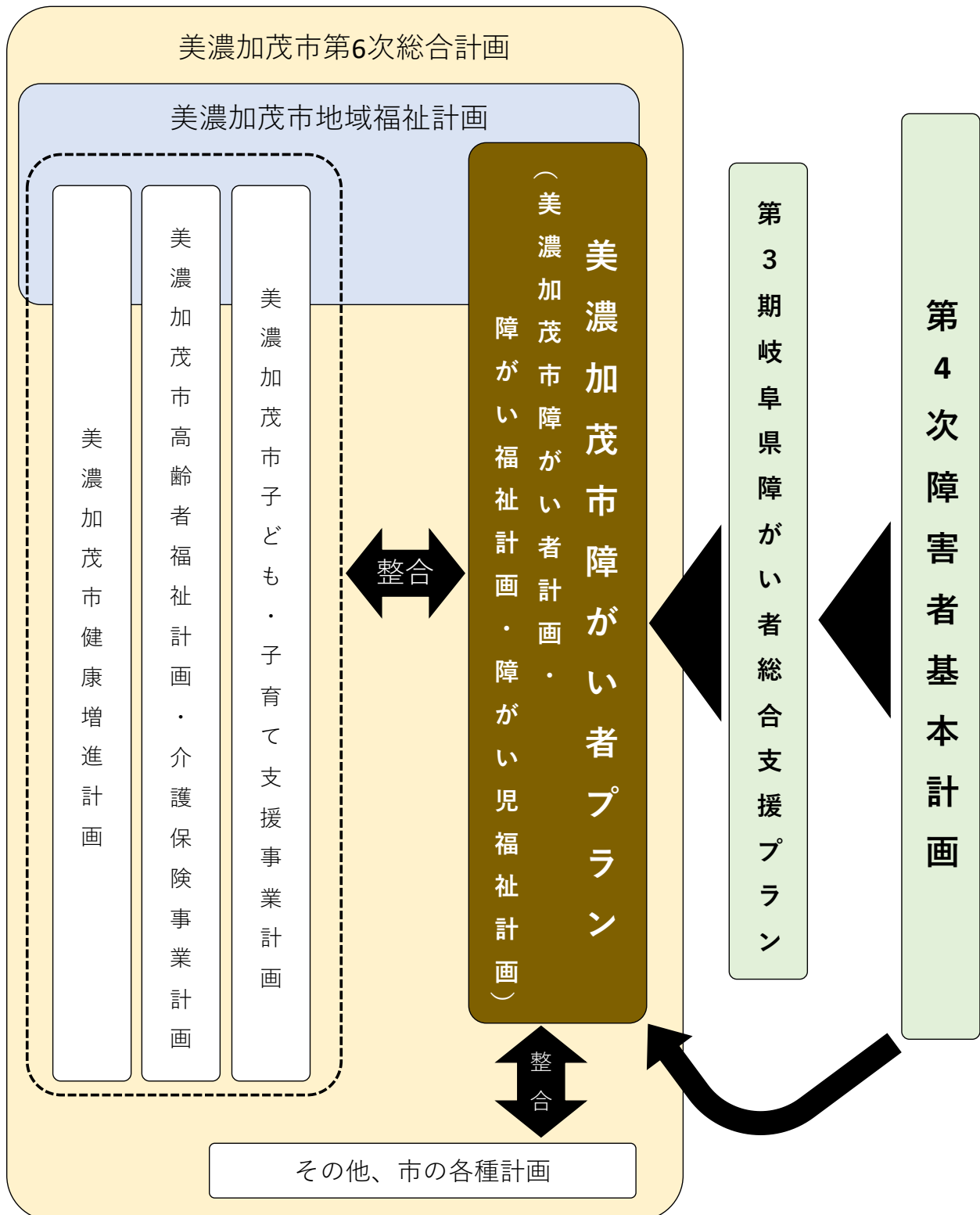
【図表1-2 障害者計画・障害福祉計画について】

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
計画期間	中長期 (おおむね5~10年程度)	短期(3年)	短期(3年)
基本的な考え方	国の障害者基本計画(第4次計画 平成30年度~令和4年度)の内容と、本市の現行計画(平成30年度~令和2年度)の進捗状況を確認し、見直し	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第5期(平成30年度~令和2年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し	障がいを有する児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第1期(平成30年度~令和2年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し

### (3) 上位・関連計画について

本プランは、市の最上位計画である『美濃加茂市第6次総合計画』の部門別計画として位置づけられ、『美濃加茂市地域福祉計画』、『美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』、『第2期美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画』、『第3期美濃加茂市健康増進計画』等、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

【図表1-3 上位計画・関連計画】



#### (4) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを基本理念として掲げています。

本市においては、2020年7月に『みのかもSDGs推進宣言』を行いました。本計画の推進に当たってはSDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、障がいのある人々の最善の利益が実現される社会を目指します。

【図表1-4 みのかもSDGs推進宣言】

**みのかもSDGs推進宣言**

私たち美濃加茂市役所の職員は  
全員がSDGsの理念を理解し  
市民が50年先 100年先の将来にわたって  
誇りと愛着を持って住み続けられる  
美濃加茂市の実現を目指します

そのために「美濃加茂市第6次総合計画」に基づいて  
職員一人ひとりが誠実に  
自分の仕事に取り組みます

2020年7月1日

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

1 貧困をなくそう	2 健康をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	

Walkable City Minokamo

## 4. 計画の期間

本プランは、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

【図表1-5 計画期間】

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第5次総合計画				第6次総合計画							
				美濃加茂市地域福祉計画 (令和2年度～令和5年度)				次期地域福祉計画 (令和6年度～)			
第4期障がい福祉計画		障がい者計画 (平成29年度～令和2年度)			障がい者プラン (令和3年度～令和5年度) 障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			次期障がい者プラン (令和6年度～) 障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			
		第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画									

## 5. 計画の対象者

本プランの主な対象者は、障害者基本法に定める障がいのある人を原則としていますが、施策の展開には、あらゆる分野からの参画と協働を必要とすることから対象者は、全市民であるといえます。

### 〔障害者基本法〕

第2条 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

また、本プランにおける「障がい者」とは、手帳の有無に関わらず

- ・身体に障がいがある者【18歳以上】
- ・知的障がいがある者【18歳以上】
- ・精神に障がいがある者【18歳以上】  
(発達障がいがある者、高次脳機能障がいがある者を含み、知的障がいがある者を除く。)
- ・難病等がある者【18歳以上】

を指し、また「障がい児」とは、

- ・身体に障がいがある児童【18歳未満】
- ・知的障がいがある児童【18歳未満】
- ・精神に障がいがある児童【18歳未満】  
(発達障がいがある児童、高次脳機能障がいがある児童を含み、知的障がいがある児童を除く。)
- ・難病等がある児童【18歳未満】

を指します。

## 6. 計画の策定体制

### (1) 「美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会」の開催

---

本プランは、障がい者当事者会及び家族会の代表、識見を有する者、保健医療・福祉・教育・雇用の関係行政機関の職員等から構成される「美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会」において、内容を審議・検討し、その意見を踏まえた上で策定しました。

美濃加茂市障がい者地域自立支援協議会の体制はP139をご覧ください。

### (2) 各種調査の実施

---

この計画の策定に当たり、令和元年度に策定した美濃加茂市地域福祉計画で実施した下記①、②の調査結果の活用、及び下記③の調査を実施しました。

#### ① 当事者団体、ボランティア団体調査

会の目的や活動内容、行政への要望等を把握・整理するための郵送による質問紙調査及びヒアリング調査。

#### ② 事業所調査

障がい福祉サービス事業所の現状と課題を把握するための市内外の障がい福祉サービス事業所等を対象とした郵送による質問紙調査及びヒアリング調査。

#### ③ 庁内調査

現行計画の進捗状況及び今後の施策に対する事業展開を把握するために、各担当課に対し、電子媒体による記入報告及び必要に応じたヒアリングを実施。

### (3) 国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学による監修

---

本プランは、平成27年に締結された『岐阜大学と美濃加茂市の連携に関する協定』に基づき、国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学との間で策定された『美濃加茂市地域福祉計画』との整合性を図るため、岐阜大学地域協学センターによる監修を受けています。

### (4) パブリックコメントの実施

---

本プラン案を、令和3年1月14日～令和3年2月3日まで市のホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

## 7. 計画の構成

### (1) 前計画についての実績評価及び課題の整理

---

令和元年度に実施し、本プランではP9～P51「第2章 障がいのある人を取り巻く状況」でまとめています。

### (2) 今後進めていく施策及び事業内容や目標の整理

---

本プランでは、P52以降「第3章 計画の考え方」「第4章 施策の展開」でまとめています。

### (3) 記述される語句の意味

---

第4章で記述される次の語句については、次の内容を示しています。

#### ①各施策及び事業名欄の「(新規)」について

国の基本指針【最終改正 令和2年厚生労働省告示第213号】等を踏まえ、新たに実施する事業を指します。

#### ②各事業に対する数値以外の目標として記述される語句について

事業における目標については、数値化できるものは数値化していますが、数値目標にそぐわない事業の目標については、次の語句を用いています。

- ア. 検討・・・具体的な方法を計画し実施に向け準備を進める事業を表しています。
- イ. 継続・・・重要な事業として引き続き取り組む事業を表しています。
- ウ. 推進・・・特に重要なものとして継続、新規に取り組む事業を表しています。

